

令和3年

第1回市議会臨時会 議案第7号

専決処分の報告について

函館市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

令和3年5月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例等の一部を改正する条例

(函館市税条例の一部改正)

第1条 函館市税条例(昭和25年函館市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第26条の6第1項第2号および第3号中「寄附金(」の後ろに「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「掲げるもの」の後ろに「および出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加え、同項第5号中「寄附金(」の後ろに「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「認められるもの」の後ろに「および出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第27条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の後ろに「および第33条の8第3項」を加える。

第27条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第33条の7第1項第1号中「本条，次条第2項および」を「この条，次条第2項および第3項ならびに」に改める。

第33条の8に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は，退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には，地方税法施行規則で定めるところにより，当該退職所得申告書の提出に代えて，当該退職手当等の支払をする者に対し，当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については，同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と，「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と，「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第64条の5第1号および第2号中「同条第4項」の後ろに「または第5項」を加える。

附則第8条の3第3項中「第15条第30項第1号イ」を「第15条第27項第1号イ」に改め，同条第4項中「第15条第30項第1号ロ」を「第15条第27項第1号ロ」に改め，同条第5項中「第15条第30項第1号ハ」を「第15条第27項第1号ハ」に改め，同条第6項中「第15条第30項第1号ニ」を「第15条第27項第1号ニ」に改め，同条第7項中「第15条第30項第2号イ」を「第15条第27項第2号イ」に改め，同条第8項中「第15条第30項第2号ロ」を「第15条第27項第2号ロ」に改め，同条第9項中「第15条第30項第2号ハ」を「第15条第27項第2号ハ」に改め，同条第10項中「第15条第30項第3号イ」を「第15条第27項第3号イ」に改め，同条第11項中「第15条第30項第3号ロ」を「第15条第27項第3号ロ」に改め，同条第12項中「第15条第30項第3号ハ」を「第15条第27項第3号ハ」に改め，同条第13項中「第15条第34項」を「第15条第30項」に改め，同条第14

項中「第15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同条第15項中「第15条第39項」を「第15条第35項」に改め、同条中第16項を削り、第17項を第16項とし、第18項を第17項とする。

附則第8条の5第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第9条の見出しを「（令和4年度または令和5年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「令和元年度分または令和2年度分」を「令和4年度分または令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地または令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地または令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第10条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の後ろに「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項および第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分および令和5年度分」に改め、同条第4項および第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の後ろに「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の後ろに「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第14条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「，当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項および次項」を「この条」に改め、「，当該ガソリン軽自動車平成31年4月1

日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令

和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条の2の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第14条の2の3中「同条第4項」の後ろに「または第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第14条の3第2項中「同条第2項」の後ろに「または第3項」を、「同条第4項」の後ろに「または第5項」を加える。

附則第17条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の後ろに「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項および第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分および令和5年度分」に改め、同条第4項および第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第18条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の後ろに「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の後ろに「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第20条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第23条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス

感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(函館市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 函館市税条例の一部を改正する条例(令和2年函館市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、函館市税条例第30条の10第2項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第8項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、第2条に次の改正規定を加える。

附則第3条第1項中「または法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「または法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の函館市税条例(以下「新条例」という。)第26条の6第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する同項第2号から第5号までおよび第7号に掲げる寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の函館市税条例(以下「旧条例」という。)第26条の6第1項第2号から第5号までおよび第7号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の

提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 27 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 27 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 27 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 27 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 27 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 27 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 4 1 項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自

動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は，令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和2年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は，令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和2年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。